様式第３号ア（第６条関係。使用料等を徴収する場合）

　岩手県指令　　　第　　　号

住所

氏名（法人にあっては、その名称）

　　　　年　月　日付けで申請のあった道路法等の適用を受けない公共用財産の使用（収益）については、道路法等の適用を受けない公共用財産の使用等に関する条例（平成12年岩手県条例第39号

。以下「条例」という。）第３条の規定に基づき、次の条件を付して許可します。

　　　　年　月　日

広域振興局長　印

１　使用（収益）を許可する公共用財産の所在地、種目及び数量

(１)　所在地

(２)　種目

(３)　数量

２　使用（収益）を許可する公共用財産の用途又は使用（収益）の目的

３　使用（収益）を許可する期間

　　　　　年　月　日から　　　年　月　日まで

４　使用料（収益料）の額及び納入の方法

　　使用料（収益料）の額は、（　　年度においては）何円とし、（以後については別途通知するものとする。使用料は毎年度、）別に送付する納入通知票により納入すること。（注１）

|  |
| --- |
| 注１　使用（収益）を許可する期間によって、以下のとおり記載を修正すること。  【使用（収益）期間が１年未満の場合】  　使用料（収益料）の額は、何円とし、別に送付する納入通知票により納入すること。  【使用（収益）期間が単年度の場合】  　使用料（収益料）の額は、何円とし、別に送付する納入通知票により納入すること。ただし、使用（収益）を許可する期間が１年未満の場合は月割計算とする。  【使用（収益）期間が複数年度にわたる場合】  　使用料（収益料）の額は、次のとおりとする。  (１)　使用料（収益料）の額は、　　年度においては何円とし、以後については別途通知するものとする。使用料は毎年度、別に送付する納入通知票により納入すること。  (２)　上記(１)の使用料（収益料）は、使用（収益）を許可する期間が１年未満の場合は月割計算とする。 |

　　なお、別に送付する納入通知票に記載された納入期限内に使用料が納入されない場合は、別途延滞金を徴収する場合があること。

５　許可の条件

(１)　条例第７条第１項に規定する使用者（以下「使用者」という。）は、常に善良なる管理者の注意をもって使用（収益）の許可を受けた公共用財産（以下「許可財産」という。 ）を維持保全しなければならない。

(２)　使用者は、許可を受けた期間中、許可財産を第２項に規定する用途又は目的以外の用途に供してはならない。

(３)　使用者は、広域振興局長から許可財産について調査若しくは報告を求められた場合又は指示を受けた場合は、それに応じなければならない。

(４)　許可の期間が満了したとき、許可の取消し等が行われたとき、又は、使用等をやめたときには、直ちに当該許可に係る道路法等の適用を受けない公共用財産を現状に回復しなければならない。ただし、局長の承認を得たときは、この限りではない。

(５)　使用（収益）を許可する期間後も引き続き使用（収益）しようとするときは、当該期間満了１か月前までに申請すること。

６　教示

　(１)　この処分に対して不服のある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この通知を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に岩手県知事に書面をもって審査請求することができます。

　(２)　この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分の通知を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）提起することができます。

注２　不要の文字は、抹消すること。

３　許可の条件は、広域振興局長が必要と認めるときは、適宜加除できること。

（Ａ４）